

外国公務員等に対する贈賄防止に向けた基本方針

基本方針

当社及び関係会社（以下「ノーブルグループ」という）は社会規範、企業倫理及び法令を遵守して企業活動を行い、コーポレートガバナンスを強化、向上することで企業価値を高め、信頼される企業として継続的発展を目指しています。そのため当社の企業理念、経営理念、コンプライアンス基本方針、グループ行動規範の原則に「ルールの遵守」と「誠実な行動」を掲げており、その一環として「外国公務員等に対する贈賄防止に向けた基本方針」を定めます。

1.法令遵守

ノーブルグループは、不正競争防止法をはじめとする各国の贈賄行為禁止法(以下「贈賄禁止法」という)を遵守します。

2.贈賄行為の禁止

ノーブルグループは、営業上の不正な利益を得るために、外国公務員等に対して、その職務に関する行為をさせることなどを目的として、直接または間接な金銭その他の利益供与等を行いません。

3.教育・啓発

ノーブルグループは、前2項の実効性を高めるために、グループ内において適切な役員及び従業員に対する教育活動及び意識啓発を行います。

4.報告体制

ノーブルグループは、贈賄禁止法及び本基本方針に対する違反又はそのおそれがある場合は、本社に設置する相談窓口（贈収賄専用窓口）に速やかに報告させる体制を構築するとともに、組織として適正に対処します。